

保護者の皆様

由井第二小学校 校長 古井 進
生活指導部

八王子市立由井第二小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

2 いじめ問題に関わる学校の主な取組

(1) 未然防止に向けた取り組み

- ① 教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは絶対にゆるされない」という指導の徹底を図るとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しあう態度などを養う。
- ② 「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④ 児童会における「由井二っ子班」「募金活動」等の活動を通して、児童自身の主体的な参画を図り、いじめの未然防止として友達や世界の人々を思いやる心情を 継続して育む。
- ⑤ 家庭や地域と連携し、「キャリア・パスポート」による子供への励ましや「地域清掃の参加」（青少年対策委員会）等を通して、自尊感情や郷土と地域の人々を愛する態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ⑥ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のために、学校SNSルールやSNS家庭ルールを確認し安全なSNSの利用を図る等の 啓発活動を推進する。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けた取り組み

- ① 「学校いじめ対策委員会」を設置して定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。また、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しや活動計画を作成する。
【構成メンバー】 校長・副校長・生活指導主任・その他関係教員・
スクールカウンセラー（SSW）・学年主任
- ② 「ふれあい月間」等を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施する。
- ③ 教育相談月間を設け、アンケート結果も活用しながら、担任と児童の二者面談を実施する。また、スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ④ 保護者からの見守りシート等の情報を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ⑥ 木曜日の夕会(児童理解の会)で、職員全体での共通理解を図る。

⑦ 主な活動計画

月日（時期）等	内 容
年度当初	入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。 ※ホームページにシートあり
毎週木曜日	5校時終了後 各学級状況確認→学年会（情報共有） →いじめ対策委員会の開催（手だての検討）
年間3回	児童アンケートの実施、分析（6月、11月、2月）
相談活動	・アンケートに基づき、児童との面談を実施。（必要に応じて保護者面談） ・1学期中にスクールカウンセラーによる第5学年児童全員への面談
サイト確認	生活指導部による学校非公式サイト等の内容を確認。必要に応じて指導。
校内研修会	年3回の研修会でアンケートの分析や、いじめに関わる 取り組み(重大事態含む)の確認を行う。

3 いじめ発生時の対応

- ① 児童をいじめから守り通す。
- ② 教職員が組織的に対応し、いじめに対して個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、適切に対応する。
- ③ いじめの事実確認を徹底して行う。
- ④ いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- ⑤ 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すると共に、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC,SSW,子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等と連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- ⑥ 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ⑦ 重大事態への対処
 - ・ 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
 - ・ 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

4 その他

- ① いじめ防止等の取組について、年2回の学校評価項目に設定して改善に活かす。
- ② いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻〔学校の実践編〕東京都教育委員会（令和3年2月）のP94を参照するなどして、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ③ いじめ事案への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携）（いじめの認知報告書等を活用した八王子市教育委員会と連携など）の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

※見守りシートは学校ホームページからもダウンロードできるようにします。